# 徳川園管理運営事業提案 公募設置等指針

令和2年10月

名古屋市

# ■用語の定義

■川町♥ン/仁我	
Park-PFI	平成29年の都市公園法(昭和31年法律第79号)改正により新たに設けら
	れた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施
	設の設置又は管理と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園
	路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等
	を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。
公募対象公園施設	都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食
	店、売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行う事がで
	きる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の
	公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特
	に有効であると認められるもの。
特定公園施設	都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。
	公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこ
	ととなる者が認定公募設置等計画に従い整備する、園路、広場等の公園施
	設であって、公募対象公園施設の周辺に整備することが都市公園の利用者
	の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。
利便増進施設	都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。
	Park-PFI により選定された者が占用物件として設置できる自転車駐車場、
	地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔。
	(注)本事業では、利便増進施設の提案を求めません。
公募設置等指針	Park -PFI の公募に当たり、都市公園法第5条の2の規定に基づき、地方
	公共団体が各種募集条件等を定めたもの。
公募設置等計画	都市公園法第5条の3の規定に基づき、Park -PFI に応募する民間事業者
	等が公園管理者に提出する計画。
公募設置等予定者	審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出し
	た者。
認定計画提出者	公園管理者が、都市公園法第5条の5の規定に基づき認定した公募設置等
	計画を提出した者
設置許可	都市公園法第5条第1項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に
	公園施設を設置及び管理することについて、公園管理者が与える許可。
管理許可	都市公園法第5条第1項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園内
	の公園施設を管理することについて、公園管理者が与える許可。
行為許可	都市公園条例(昭和 34 年名古屋市条例第 15 号)第 4 条第 1 項の規定によ
	り、都市公園において禁止されている行為の解除について、公園管理者が
	与える許可。
	I .

# はじめに

名古屋城本丸の東約 3 k mの地にある徳川園は、徳川御三家筆頭である尾張藩第二代藩主 光友が元禄 8 年(1695 年)に自らの隠居所として大曽根屋敷を造営したことを起源として います。光友の没後、この地は尾張藩主家老の成瀬、石河、渡邊三家に譲られましたが、明 治 22 年(1889 年)からは尾張徳川家の邸宅となりました。昭和 6 年(1931 年)名古屋市 は、第十九代当主義親から邸宅と庭園の寄附を受けた後、改修整備を行い、翌年「徳川園」 として一般公開しましたが、第二次世界大戦の大空襲によってほとんどの建物や樹林など が消失してしまいました。戦後、現代的な都市公園として改修し、市民に利用されてきた徳 川園は、平成 13 年(2001 年)から日本庭園として再整備を行い、合わせてレストラン、ホ ール、売店、駐車場、遊具等を整備し、平成 16 年(2004 年)に開園しました。

開園当初から、レストラン、ホール、蘇山荘、売店、駐車場については、収益施設でありつつも徳川園にふさわしい運営をするため管理許可制度を活用し、日本庭園と遊具等のある一般公園部分については、民間事業者の優れたアイデアや活力を導入しながら、サービスの向上と効率的な運営を図る目的から、平成22年度に指定管理者制度を導入してきました。開園から16年が経過し、庭園、レストランの利用者は特に近年増加しています。また、広場では地元団体による山車揃えが毎年行われており、地域の歴史文化的活動の拠点としても定着しています。しかし、老朽化が進み修繕が必要な施設がある、予約で飲食利用ができない日があるなどの課題があるため、徳川園のポテンシャルを活かし、課題の解消とさら

新たな管理運営では、徳川園の歴史文化的施設の維持向上、サービスの向上、経費の削減、業務の効率化のため、より積極的に行政と民間事業者が協力し、徳川園で生まれる収益を徳川園の管理運営に還元し、歴史文化的施設の維持向上やサービスの向上のための投資を促進します。

なる魅力向上を図るため、新たな管理運営を行います。

本公募は、民間事業者の資金やアイデア、ノウハウを活かし、徳川園の歴史・文化的価値を高める質の高い管理運営、レストラン等収益施設の整備と運営、催事等の実施を行うことで、利用者サービスの向上と、歴史文化を活かしたまちづくりに貢献し、持続的に徳川園が魅力を発揮し、さらには管理経費の縮減を図ることを目的として実施するものです。

そのため、レストラン等収益施設の整備と管理運営に関する業務と、徳川園の来園者に質の高いサービスを提供する業務を一体的かつ効果的・効率的に行う事業者を募集します。

# 目次

第	1章	1	事業概要	1 -
	1	事	業の名称	1 -
	2	目的	的	1 -
	3	事	務局	1 -
	4	受付	付時間	1 -
	5	ス	ケジュール	1 -
	6	事	業対象区域及び公園の概要	2 -
	( 1	) :	公園の概要	2 -
	(2	) ]	事業対象区域	5 -
	7	管Ŧ	理運営方針	5 -
	( 1	) 8	めざす公園像	5 -
	(2	) ]	取り組みの方針と重点的に取り組む項目	5 -
	(3	) i	軍営管理の方針	5 -
	(4	) {	維持管理の方針	6 -
	(5	) j	連携・協働の方針	6 -
	8	事	業範囲	6 -
			業イメージと費用負担及び役割分担	
	( 1	) ]	事業イメージ	7 -
	(2	) j	費用負担及び役割分担	8 -
			業期間(認定の有効期間等)	
	11	事	業実施体制	9 -
第	2章	Ī	事業の実施条件等	13 -
	1	公县	募対象公園施設に関する事項	13 -
			公募対象公園施設の種類及び整備・管理運営に関する条件	
	(2	) :	公募対象公園施設の区域	13 -
	(3	) :	公募対象公園施設の設置管理の開始時期	13 -
	(4	) :	公募対象公園施設の許可使用料の最低額	13 -
	2	特別	定公園施設に関する事項	14 -
	( 1	) 4	持定公園施設の種類及び整備に関する条件	14 -
			持定公園施設の位置	
	(3	) 4	持定公園施設の整備費用の負担	14 -
	3	指	定管理対象施設の管理運営業務に関する事項(都市公園の環境の維持及び向	上措
	置)			14 -

	( 1	)指定管理対象施設の管理運営業務等	14 -
	(2	)管理運営業務の対象となる区域	15 -
	(3	)指定期間	15 -
	4	その他管理運営に関する共通事項	15 -
	( 1	) 関係法令等の遵守及び利用者の安全性・快適性を考慮した管理運営	15 -
	(2	)暴力団の施設利用における措置	15 -
	(3	)障害者差別解消に係る配慮	15 -
	(4	)環境配慮の取組み	15 -
第	3章	5 公募の実施に関する事項等	17 -
	1	応募資格等	17 -
	( 1	)応募条件	17 -
	(2	)応募資格	17 -
	(3	)応募グループの構成法人の変更	19 -
	2	応募手続き	20 -
	( 1	)公募設置等指針等の公示	20 -
	(2	)公募説明・施設見学会	20 -
	(3	)追加資料の配布	20 -
	(4	)応募登録	21 -
	(5	う)公募設置等指針に対する質疑および回答	21 -
	(6	う)公募設置等計画等の提出	22 -
	(7	) プレゼンテーション資料の提出	25 -
	(8	)応募に関する留意事項	26 -
		公募設置等計画等の評価、公募設置等予定者の選定	
	( 1	)選定の手順	27 -
	(2	: )選定の基準	29 -
	(3	〉名古屋市緑政土木局公園施設整備等事業者選定委員会委員	31 -
第	4章	』 公募施設等計画の認定・指定管理者の指定・契約の締結等	
	1	公募設置等計画の認定等	32 -
		)公募設置等計画の認定	
	(2	: )認定後の公募設置等計画の変更	
	2	指定管理者の指定	
	3	契約の締結等	
		)基本協定	
		」)実施協定	
		う)公募対象公園施設の設置管理許可	
	(4	· )特定公園施設譲渡契約等	33 -

	(5	)指定管理者の協定の締結	33 -
第	5章	: その他	35 -
	1	リスク分担等	35 -
	( 1	)リスク分担	35 -
	(2	)損害賠償責任	36 -
	(3	)電気等の供給	36 -
	2	工事中の条件	36 -
	3	事業破綻時の措置	37 -
	4	法規制等	37 -
	5	疑義の解決	37 -
	6	業務の引継ぎ等について	37 -

# 第1章 事業概要

#### 1 事業の名称

「徳川園管理運営事業提案」(以下「本事業」といいます。)とします。

## 2 目的

本事業は、「名古屋市公園経営基本方針」(以下「基本方針」といいます。)及び「名古屋市公園経営事業展開プラン」(以下「事業展開プラン」といいます。)、「徳川園管理運営方針(パークマネジメントプラン)」(資料 以下「パークマネジメントプラン」といいます。)に基づき、民間事業者のアイデアと優れた経営ノウハウにより、徳川園の歴史文化拠点としての魅力向上、歴史的環境の維持向上を図ることを目的としています。

※基本方針及び事業展開プランは、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

# 3 事務局

名古屋市 緑政土木局 緑地部 緑地利活用課 (西庁舎5階)

住 所:〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電 話: 052-972-2489 FAX: 052-972-4143

メールアドレス: a2489@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

#### 4 受付時間

窓 口:午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(土曜日、日曜日 及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 並びに年末年始(12月29日から1月3日)(以下「休日等」といいます。)

を除きます。)とします。

電子メール:24時間受付可能です。

# 5 スケジュール

公募設置等指針等の公示	令和2年10月2日(金)
公募説明·施設見学会参加申込期限	令和2年10月13日(火)
公募説明・施設見学会	令和2年10月19日(月)
応募登録の受付	令和2年10月8日(木) ~ 令和2年12月8日(火)
質問書の受付	令和2年10月8日(木) ~ 令和2年10月30日(金)
質問最終回答期限	令和2年11月27日(金)
公募設置等計画等の受付	令和2年12月18日(金) ~ 令和2年12月23日(水)
第1次評価	令和3年1月下旬

(選定委員会、書類評価)	
第2次評価	令和3年2月中旬
(選定委員会、ヒアリング評価)	
公募設置等予定者の選定結果通知	令和3年3月下旬
公募設置等計画の認定	令和3年4月下旬
徳川園管理運営事業基本協定の締結	令和3年5月中旬
徳川園管理運営事業実施協定の締結	令和3年7月下旬
指定管理者指定に関する	令和3年11月市会
市会における議決 (注)	予和3年11月 旧云
指定管理者の指定(告示)(注)	令和3年12月下旬
指定管理対象施設の業務引継ぎ	令和4年2月~3月
徳川園指定管理者基本協定の締結	令和4年4月1日(金)
認定計画提出者による	Δ±1/1/1.4 □ C □
公募対象公園施設工事	令和4年4月~6月
認定計画提出者による	△和4万4日。 (タナ県土 l,の物業)でトス味物)
特定公園施設工事	令和4年4月~(名古屋市との協議による時期) 
指定管理者による	Δ±1,4Ε,1Ε,(Δ)
指定管理対象施設の管理の開始	令和4年4月1日(金)
公募対象公園施設供用開始	令和4年7月頃
事業終了	令和14年3月末日

注:指定管理者指定に関する市会における議決及び指定管理者の指定(告示)の時期は、変更になる場合があります。

# 6 事業対象区域及び公園の概要

# (1)公園の概要

名 称	徳川園					
所 在 地	名古屋市東区徳川町					
開園年度	平成 16 年					
公園面積	4.53ha(日本庭園 2.3ha)					
主な施設	○徳川園管理事務所 127 ㎡ ○ビジターセンター(観仙楼)					
	レストラン	284 m²				
	ホール	$207 \text{ m}^2$				
	売店	94 m²				
	トイレ	2 箇所				
	エレベーター 1基					
	○蘇山荘	$147 \text{ m}^2$				
	〇日本庭園 (有料区域)					

茶室 (瑞龍亭)	34 m²
茶屋(四睡庵)	22 m²
トイレ	1 箇所
大曽根口改札	25 m <sup>2</sup>
大池 (龍仙湖)	5, 000 m <sup>2</sup>
特別緑地保全地区樹林	6, 000 m²
滝	2 箇所
渓流(虎の尾)	140m
西湖堤	30 m
牡丹園	273 m²
菖蒲田	140 m²
木橋	4 箇所
土橋	1 箇所
石橋	6 箇所
舟小屋	1 箇所
○無料区域	
黒門	1 箇所
トイレ	2 箇所
児童園	$3,000 \text{ m}^2$
牡丹園	187 m²
流れ	2 箇所
○駐車場	
南	大型車 4台
	身障者用 3 台
北 (地下)	大型車(平面) 3台
	身障者用 2台
	普通車 77 台
	日心子 11 日



位置図

#### (2) 事業対象区域

本事業の対象となる区域は、別添1「事業対象区域図」に示すとおりとします。

#### ○事業対象区域の概要

都市計画等	地域地区 :第2種住居地域、準防火地域、緑化地域、					
	31m 高度地区、特別緑地保全地区(一部区域)					
	都市計画施設:都市計画公園 (8·4·1 徳川園)					
	その他 : 広域避難場所、指定緊急避難場所					
位置づけ	都市公園・地区公園					
土地所有者	名古屋市					

## 7 管理運営方針

以下の重点的に取り組む項目と方針に従い、管理運営を行っていただきます。詳細は「パークマネジメントプラン」を参照してください。

## (1) めざす公園像

近世武家文化を中心に世界に発信する歴史文化拠点である公園

- ・多くの文化遺産を有効に活用し、市民を始め広く世界に向けて、その文化的価値 を発信する公園
- ・徳川美術館とともに、近世武家文化を主とした、歴史性を体感できる公園

#### (2) 重点的に取り組む項目

近世武家文化を中心に世界に発信する歴史文化拠点である公園をめざし、徳川園の歴史文化拠点としての魅力向上と歴史的環境の維持向上を図るため、今後 10 年間に重点的に取り組む項目を以下とします。

- ・レストラン等の収益施設と庭園の一体的な運営により、双方を連携させた戦略的な 取り組み(催事、広報、演出)を更に強化する。
- ・長期的な運営を視野に、老朽化した施設の修繕等を民間事業者の収益の一部を活用 して実施し、公園の魅力を高め、かつ市の支出を削減する。
- ・新たな便益施設等を設置することなどにより、飲食施設の貸し切りの状態を緩和し、 来園者へのサービスを向上する。
- ・長期の事業とすることで、運営計画が立てやすくなり、事業者の投資を促すととも に、計画的に人材を育成する。

# (3) 運営管理の方針

- ・入園者の意見を広く聴取し、入園者が安心して気持ちよく利用できるようきめ細 やかなサービスを提供し、季節に応じた演出や行事を行う。
- ・徳川美術館や蓬左文庫と連携・連絡をさらに密にするとともに、効果的な広報、宣 伝、PR、催事等を実施する。

- ・徳川園の施設は、近世武家文化に関しては我が国随一の施設であり、特に海外からの来客も多いことから、名古屋について好印象を持ってもらえるような案内施設、飲食施設、ショップなどの充実を図る。
- ・地域住民に古くから親しまれてきた公園であり、地域の誇りともされてきた施設 であることから、今後も愛され利用されるような施設をめざす。
- ・庭園とレストラン等の収益施設の一体的な管理運営により、集客のための広報、 催事の実施による徳川園の歴史文化拠点としての魅力向上を図る。
- ・蘇山荘などの歴史的建造物や日本庭園の景観や情緒を、施設を活用し、飲食サービスなど来園者が徳川園らしい歴史性を体感できるよう、サービス内容の充実を 図る。

#### (4)維持管理の方針

- ・庭園や植物の管理については、当初の設計意図を踏まえ、各植物の特性に配慮したうえで、適正に持続・育成するよう必要な管理を行う。庭園施設及び景観の維持に努め、入園者の満足度を高める。
- ・施設や設備は、利用者が快適かつ安全に利用できるよう、各種施設の位置、機能、 特性を十分に把握したうえで、常に清潔に保ち、機能を正常に保持するため、各施 設に応じた年間管理計画を立て、点検・管理を行う。
- ・無料区域であるエントランスや児童園においては、来園者が快適かつ安全に利用 できるよう清潔に保つとともに、施設の傷みや不具合の防止に努める。

# (5) 連携・協働の方針

・徳川美術館、蓬左文庫とは「調整会議」の場において、情報交換や課題の解決に向けての意見交換を充実させるなど三位一体となった運営協力に努める。また、共通のテーマによる共同展示・共同イベントの開催や、共同広告の掲出など集客力の向上につながる取り組みを行う。

# 8 事業範囲

認定計画提出者となった事業者には、徳川園において、以下の業務を行っていただきます。

- ① 公募対象公園施設(既存建築物等)の管理運営(必要な設計、内装、機器設置等の工事を含む。既存建築物の改築及び増築は不可。)【必須】
- ② 公募対象公園施設(新規建築物)の整備・管理運営【任意】
- ③ 特定公園施設の整備・改修(既存施設の修繕、撤去及び更新を含む。)【必須】
- ④ 指定管理者制度による公園全体(公募対象公園施設を除く。)の管理運営【必須】

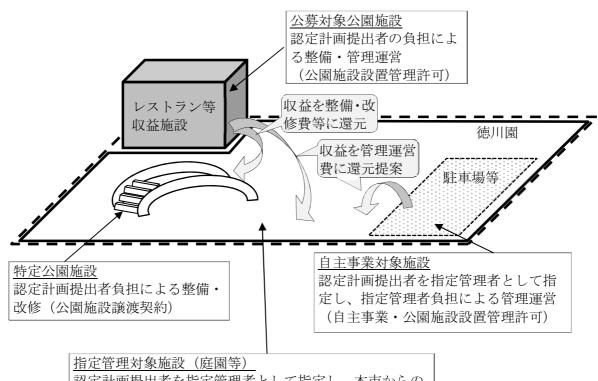
業務の区域は、別添 2「事業区域図」に示すとおりです。事業実施にあたり Park-PFI 制度を導入することで、公募対象公園施設の収益還元により、特定公園施設の整備・改修、指定管理業務に係る名古屋市の負担が低減されることを期待しています。

※④の業務については、認定計画提出者を、名古屋市の議会(以下「市会」といいます。) の議決を得て、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する 指定管理者として指定した上で行っていただく予定です。

※Park-PFI は制度上、利便増進施設の設置が可能ですが、本事業においては、当該都市 公園の特性から、利便増進施設の設置が適切ではないため、<u>利便増進施設の設置及び管</u> 理運営については業務に含めません。

# 9 事業イメージと費用負担及び役割分担

# (1) 事業イメージ



認定計画提出者を指定管理者として指定し、本市からの 指定管理料と指定管理者の収益還元による管理運営(指 定管理区域内の特定公園施設の維持管理を含む。)

# (2)費用負担及び役割分担

項目		公募対象公園加	<b></b>	指定管理対象施設			
			特定公	園施設	右記及び左記以外	自主事業対象施設	
対象施設		レストラン ホール 蘇山荘 売店 等	日本庭園の木橋 舗装 建仁寺垣 便所の洋式化 照明灯 等		舗装日本庭園建仁寺垣児童園便所の洋式化便所 等		
	実施主体	認定計画提出者	認定計画	画提出者	_	認定計画提出者 (指定管理者)	
整備	費用負担	認定計画提出者	認定計画	画提出者	_	認定計画提出者 (指定管理者)	
・改修(※設計含む)	位置付け等	認定計画提出者 が公園施設設置 許可※又は管理 許可を受けて整 備	公園施設譲渡契 約により認定計画 提出者が整備し たものを名古屋市 へ譲渡 工事中は都市公 園占用許可		_	認定計画提出者 (指定管理者)が公 園施設設置許可を受けて必要に応じて設置又は整備 (指定管理者の自主 事業。名古屋市の 既存の施設の管理 運営の場合は設置 及び整備は不要)	
	実施主体	認定計画提出者		認定計画者)	面提出者(指定管理	認定計画提出者 (指定管理者)	
管理	費用負担	負担 認定計画提出者		名古屋市からの指定管理料と 認定計画提出者(指定管理 者)の還元金等		認定計画提出者 (指定管理者)	
埋運営	位置付け等	認定計画提出者が設設置許可※又は可を受けて管理運賃	は管理許		「提出者が徳川園の 者の指定を受けて管	認定計画提出者(指 定管理者)が公園施 設設置許可又は管 理許可を受けて管 理運営(指定管理者 の自主事業)	

<sup>※</sup> 公募対象公園施設 (新規建築物) の設置許可の提案は任意

# 10 事業期間 (認定の有効期間等)

公募設置等計画の認定の有効期間は、基本協定締結から令和14年3月末日までとし、 設計、工事及び事業終了前の公募対象公園施設の原状復旧に要する期間を含みます。

公募対象公園施設の設置管理許可期間は、工事着手時から事業の終了となる令和14年 3月末日までの約10年とします。

また、特定公園施設を含む指定管理対象施設における指定管理者の指定期間は、令和4年4月から事業の終了となる令和14年3月末日までの10年とします。

R3. 5	R4.	4 R4.	7	R5. 3		R14. 1	R14. 3			
	公募設置等計画の認定の有効期間(約10年10か月)									
基本			公募対象公園	施設の設置管理	許可 (約10年)					
本協定	協議·設計	工事	供用	期間(約9年6	か月程度)	角	<b>军体</b>			
足の締結			園施設の整備・ との協議による							
			指定管理	里対象施設の管理	里 (10年)					

# 11 事業実施体制

本事業は、原則、認定計画提出者を構成する法人(グループではなく、単独の法人が認定計画事業者になった場合はその法人)により直接実施していただきます(第三者に再委託できません。)。

ただし、次ページ「事業実施体制イメージ」で第三者の委託又は請負を可としたもの又は認定計画提出者が直接処理することが困難な場合若しくは委託することが本業務の遂行上合理的と認められる場合で名古屋市の承認を受けたもの(主たる部分は除きます。)については、この限りではありません。

第三者に業務の委託又は請負を行わせる場合において、第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び追加費用については、すべて、認定計画提出者の責めに帰すべき事由により生じたものとみなし、認定計画提出者の責任において負担するものとします。また、認定計画提出者の責任において、当該委託先又は請負先の事業者に本公募設置等指針、基本協定、実施協定等を遵守させてください。

公募対象公園施設及び指定管理対象施設の管理運営は、認定計画提出者(単独応募の場合は当該法人、グループ応募の場合は構成するすべての法人で結成される共同事業体)が 実施してください。

認定計画提出者は、公募対象公園施設の整備・管理運営にあたっては、都市公園法第5条の設置管理許可を受けてください。また、認定計画提出者を、市会の議決を経た上で、 指定管理対象施設の指定管理者として指定します。

#### <事業実施体制イメージ>

	特定公園施設	?	公募対象公園施設			対象施設
	1	2	3	4	5	6
	整備・改修	売店の 管理運営	施設の設計・建築	レストラン・ ホール・ 蘇山荘 (・新規建築物) の管理運営	指定管理 業務	自主事業
第三者委 託・請負 の可否	可 (注1)	可	可 (注 2)	否	否	可
共同事業 体の 構成法人	任意	任意	任意	必須	必須	任意
必要な 許可	占用許可	管理許可	設置許可	管理許可 又は 設置許可	-	設置許可 又は 管理許可

- 注1:①の特定公園施設の整備・改修を第三者に行わせる場合は、請負先の事業者は次に 掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。認定計画提出者は、請負先の事業 者から下記要件を満たす旨の誓約書(様式 39)及び名古屋市競争入札参加資格の登 録番号がわかる書類を取得し、実施協定の締結までに、名古屋市に提出してください。 <特定公園施設の整備・改修を第三者に行わせる場合の請負先の事業者の要件>
- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者(当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(15 財用第 5 号)に基づく指名停止(以下「指名停止」といいます。)を受けている者を除きます。) 又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ③ 令和元年度及び令和2年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「工事請負」、申請業種「造園工事」等整備・改修内容に適した申請業種の認定を受けている者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者、もしくは申請区分「工事請負」、申請業種「造園工事」等整備・改修内容に適した申請業種の認定を受けていない者で、特定公園施設の整備に関する協議の開始までに資格審査の申請を行い、前述の申請業種において実施協定の締結日までに認定予定の者であること。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく更生手続開始の決定後、令和元年度及び令和2年度名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除きます。)でないこと。
- ⑤ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく再生手続開始の決定後、令和元年度及び令和2年度名古屋市競争入

札参加資格の認定を受けている者を除きます。)でないこと。

- ⑥ 本公募設置等指針の公示の日から実施協定の締結までの間に指名停止の期間がない者であること。名古屋市の競争入札参加資格を有しないものにあっては、本公募設置等指針の公示の日から実施協定の締結までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- ⑦ 本公募設置等指針の公示の日から実施協定の締結までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱(19 財契第103号)に基づく排除措置の期間がない者であること。
- ⑧ 労働基準法(昭和22年法律第49号)等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は 命令等の行政処分(是正勧告等の行政指導は除きます。)を受けてから1年を経過しな い者でないこと。
- ⑨ 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は清算の手続きに入っている法人でないこと。
- 注2: ③の公募対象公園施設の設計・建築を第三者に行わせる場合は、請負先の事業者は 次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。認定計画提出者は、請負先の 事業者から下記要件を満たす旨の誓約書(様式 40)及び建設業許可番号がわかる書 類を取得し、実施協定の締結までに、名古屋市に提出してください。
- < 公募対象公園施設として新規建築物の設計・建築を第三者に行わせる場合の請負先の 事業者の要件>
- ① 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条第 1 項の規定に基づく、建築一式工事 につき特定建設業の許可を受けている者であること。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③ 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 本公募設置等指針の公示の日から実施協定の締結までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱(19 財契第103号)に基づく排除措置の期間がない者であること。
- ⑤ 労働基準法(昭和22年法律第49号)等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は 命令等の行政処分(是正勧告等の行政指導は除きます。)を受けてから1年を経過しな い者でないこと。

<ul><li>⑥ 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は清算の手続きに入っている法人でないこと。</li></ul>

# 第2章 事業の実施条件等

#### 1 公募対象公園施設に関する事項

# (1) 公募対象公園施設の種類及び整備・管理運営に関する条件

公募対象公園施設は、都市公園法第5条の2第1項および都市公園法施行規則第3条の3に規定されている休養施設、教養施設、便益施設、集会所とし、当該施設から生ずる収益を特定公園施設の整備に要する費用に充てることができると認められるものとします。

具体的な施設の種類及び整備・管理運営に関する条件については、別添3「公募対象 公園施設について」に示すとおりとします。

なお、都市公園は、一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることから、特定の利用者に限定される施設や、騒音や振動等の発生により、他の利用者による公園利用を著しく阻害するような施設は望ましくありません。こうした公園利用にふさわしくない施設及び周辺街区と調和しない施設の提案は認められません。

## (2) 公募対象公園施設の区域

公募対象公園施設の対象となる区域は、別添 2「事業区域図」及び別添 4「公募対象 公園施設区域図」に示すとおりとします。

原則として、公募対象公園施設区域の全域に対し都市公園法第 5 条の管理許可を受けていただきます。また、管理許可を受けた区域全域が許可使用料の対象となります。

公募対象公園施設として施設を設置する場合、都市公園法第 5 条の設置許可を受けていただきます。設置許可を受けた区域は管理許可及び指定管理の区域から除外します。

# (3) 公募対象公園施設の設置管理の開始時期

公募対象公園施設の設置管理許可の開始時期は、原則として令和4年4月1日とします。原則、令和4年7月1日までに供用を開始してください。ただし、やむを得ない事情により、令和4年7月1日までに供用を開始できない場合は、事前にその詳細な理由及び供用を開始できる日を付した書面(任意様式)により、市に申し出たうえで、その承認を受けてください。

#### (4) 公募対象公園施設の許可使用料の最低額

認定計画提出者は、公募対象公園施設の管理許可面積に対して、自ら提案した管理許可使用料単価を乗じた額を、管理許可使用料として名古屋市へ支払っていただきます。なお、管理許可面積には、建物の範囲以外に、公募対象公園施設区域内の建物周辺の植栽部分等の面積も含まれるものとし、管理許可面積の決定にあたっては、設計協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容を提出いただき、名古屋市が精査確認します。

管理許可使用料単価は、24,000 円を超えない範囲で、以下の最低額以上の額を提案 してください。

# 管理許可使用料単価の最低額 6,400 円/㎡・年

設置許可施設を提案する場合、管理許可使用料の提案額と同額とします。公募対象公園施設の設置許可の面積に対して、設置許可使用料単価を乗じた額を、設置許可使用料として名古屋市へ支払っていただきます。許可面積の決定にあたっては、設計協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容を提出いただき、名古屋市が精査確認します。

許可使用料は、年度ごとにその都度発行する納入通知書により、名古屋市が定める期限までに支払っていただきます。

また、公募対象公園施設の収益を指定管理業務に係る経費に還元して頂く提案を期待します。(様式32、別添7 指定管理対象施設について p6 3管理経費 指定管理業務にかかる経費を参照してください。)

# 2 特定公園施設に関する事項

# (1) 特定公園施設の種類及び整備に関する条件

特定公園施設の種類及び整備に関する条件については、別添 5「特定公園施設について」に示すとおりとします。

# (2) 特定公園施設の位置

特定公園施設の対象となる施設の位置は、別添 6「特定公園施設位置図」に示すとおりとします。

# (3) 特定公園施設の整備費用の負担

名古屋市は、特定公園施設の整備費用を負担しません。特定公園施設の整備費用は認定計画提出者の全額負担となりますので、公募対象公園施設から見込まれる収益等により賄ってください。

#### 3 指定管理対象施設の管理運営業務に関する事項(都市公園の環境の維持及び向上措置)

## (1) 指定管理対象施設の管理運営業務等

認定計画提出者を、特定公園施設を含む指定管理対象施設(事業対象区域から公募対象公園施設の区域を除いた区域)に係る指定管理者とすることを予定しています。

具体的な業務内容等について、別添 7「指定管理対象施設について」に示すとおりと します。

# (2) 管理運営業務の対象となる区域

管理運営業務の対象となる区域は、別添 2「事業区域図」及び別添 8「指定管理区域図」に示すとおりとします。

# (3) 指定期間

令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間

# 4 その他管理運営に関する共通事項

# (1) 関係法令等の遵守及び利用者の安全性・快適性を考慮した管理運営

関係法令等(名古屋市都市公園条例、名古屋市都市公園条例施行細則(昭和34年名古屋市規則第14号)、都市公園法(昭和31年法律第79号)、都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)、都市公園法施行規則(昭和31年建設省令第30号)、名古屋市会計規則(昭和39年名古屋市規則第5号)、地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規、消防法(昭和23年法律第186号)ほか施設管理関係法規、労働基準法、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)ほか労働関係法規、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)、愛知県障害者差別解消推進条例(平成27年愛知県条例第56号)、その他関係法令等)を遵守し、施設利用者の安全性及び快適性を考慮した管理運営を行っていただきます。

#### (2) 暴力団の施設利用における措置

本施設が暴力団の活動により利用されることにより、当該暴力団の利益になると認められるとの疑義がある場合は、名古屋市の担当部署を通じ、利益になる利用であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。

その結果、利益になる利用であるとの回答又は通報があった場合には、原則として名 古屋市において、利用の不許可処分を行うこととします。

# (3) 障害者差別解消に係る配慮

認定計画提出者は、本業務を行うにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び愛知県障害者差別解消推進条例に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領(平成28年1月策定)に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとします。

#### (4)環境配慮の取組み

「指定管理者、PFI事業者及び委託業者に係る環境配慮の取組要領」を遵守し、「名

古屋市役所環境行動計画2030」に基づき、公共交通機関の利用、エコドライブの実践、大気・水環境の保全、廃棄物の発生抑制・資源化、生物多様性の保全、緑化の推進、節水、温室効果ガス排出量削減等の環境配慮の取組みに努めてください。

# 第3章 公募の実施に関する事項等

#### 1 応募資格等

# (1) 応募条件

- ア 応募者は、法人(以下「応募法人」といいます。)、又は複数の法人によるグループ (以下「応募グループ」といいます。)に限ります。
- イ グループで応募する場合は、応募時に共同事業体を結成し(以下、共同事業体を構成する法人を個別に又は総称して「構成法人」といいます。)、代表法人を定めてください。
- ウ グループで応募する場合は、そのすべての構成法人が下記(2)の資格要件を満た している必要があります(資格要件セ、ソを除きます。)。
- エ 応募法人又は応募グループは、公募対象公園施設の整備・管理運営、特定公園施設の整備・改修及び指定管理対象施設の管理運営について、当該業務を遂行する責務を負うこととします。なお、公募対象公園施設の管理運営(売店を除きます。)及び指定管理対象施設の管理運営(自主事業を除きます。)については、応募法人又は応募グループの構成法人が自ら実施することとします。
- オ 応募法人は、他の応募グループの構成法人になることはできません。
- カ 構成法人は、同時に複数の応募グループの構成法人になることはできません。

#### (2) 応募資格

次に掲げる資格要件を満たさない法人は、応募資格を有しません。また、各資格要件 を満たさない法人が構成法人となっているグループも応募資格を有しません。申請団 体が応募資格を有しない場合は失格とします。なお、シ、セを除く資格要件は、申請書 類の提出期限の日現在をもって確認を行います。

## 【資格要件】

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者でないこと。
- イ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ウ 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- エ 破産法に基づき破産の申立てがなされていないこと。
- オ 直近の決算において債務超過でないこと。
- カ 公募設置等指針を公示した日から公募設置等予定者の選定結果の通知の日(以下「公募設置等予定者決定通知日」といいます。)までの間に名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- キ 最近の2年間において、法人税、法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方 消費税を滞納していないこと(徴収猶予を受けているときは滞納していないものと みなします。)。

- ク 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第11項の規定により名古屋市 又は他の地方公共団体から指定の取り消し処分を受けてから2年を経過しない者で ないこと。
- ケ 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) 等の労働関係法令の違反により公訴、送検 又は命令等の行政処分 (是正勧告等の行政指導を除きます。)を受けてから1年を経 過しない者でないこと。
- コ 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は清算の手続きに入っている者でないこ と。
- サ 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)、中小企業団体の組織に関する 法律(昭和 32 年法律第 185 号)又は商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号) によって設立された事業協同組合等である場合は、当該組合の組合員が本公募に参加しようとするものでないこと。
- シ 暴力団の排除に関し、次のいずれかに該当する法人でないこと。
- (ア)「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」(平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)、「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」(19財契第103号)、及び「名古屋市が行う公の施設の指定管理者の指定からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」(19総行経第9号)に基づく排除措置対象法人等に該当している法人。
- (イ)公募設置等指針の公示日以前において、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」その他暴力団の排除に関して市の定める規定等に基づく排除措置の対象であった法人。ただし当該排除措置の対象外となった日から3年を経過した法人を除きます。
- ※公募設置等予定者の選定にあたり、暴力団関係事業者であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。確認時にシの資格要件を満たしていた場合でも、公募設置等予定者として決定されるまでの間、又は指定管理者の指定までの間に警察本部長からの通報により、契約等からの排除要請又は指定管理者の指定からの排除要請があったときは「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」、又は「名古屋市が行う公の施設の指定管理者の指定からの、暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」の規定により、候補者としないことがあります。また、公募設置等予定者として決定された後、又は指定管理者に指定された後に、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部長から契約等からの排除要請又は指定管理者の排除要請があった場合には、原則として公募設置等予定者の決定の取消し及び指定管理者の指定の取消しを行います。
- ス 本公募設置等指針の作成に関する業務を名古屋市が委託した下記の事業者でない こと。

株式会社プレック研究所(東京都千代田区麹町3丁目7番地6)

- セ 【特定公園施設の整備・改修を直接行う事業者が応募法人又は、応募グループの 構成法人となる場合における当該法人についての資格要件】
  - ①地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - ②令和元年度及び令和2年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「造園工事」の認定を受けている者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者、もしくは申請区分「造園工事」等整備・改修内容に適した申請区分の認定を受けていない者で、特定公園施設の整備に関する協議の開始までに資格審査の申請を行い、前述の申請区分において実施協定の締結までに認定予定の者であること。
  - ③名古屋市の競争入札参加資格を有しないものにあっては、本公募設置等指針 の公示の日から実施協定の締結までの間に指名停止の措置要件に該当する行 為を行っていない者であること。
- ソ 【公募対象公園施設における新規建築物の設計・建築を直接行う事業者が応募法 人又は、応募グループの構成法人となる場合における当該法人についての資格 要件】

建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条第 1 項の規定に基づく、建築一式 工事につき特定建設業の許可を受けている者であること。

- ※なお、確認時にシ、セ、ソを除く各資格要件を満たしていた場合でも、公募設置等予 定者決定通知日までの間に満たされなくなったことが判明した場合、その申請者は 失格となります。
- ※セ、ソの資格要件が満たされなくなったことが判明した場合、当該業務を第三者に行っていただくことになります。その際の請負先の事業者の要件については、「第1章 11 事業実施体制」を参照してください。

また、セ、ソの資格要件が満たされなくなった事業者が、応募グループの中で当該業務のみを行う事業者に該当する場合(代表法人の場合を除きます。)は、下記(3)のとおり応募グループの構成法人の変更を行っていただきます。当該事業者が応募グループの代表法人の場合、原則として公募設置等予定者の決定の取消し及び指定管理者の指定の取消しを行います。

# (3) 応募グループの構成法人の変更

応募グループの場合、代表法人及び構成法人の変更は原則として認めません。ただし、 代表法人以外の構成法人については、業務遂行上支障がないと名古屋市が判断した場 合に限り、変更を認めることがあります。その場合、名古屋市は必要に応じ、事業者に 書類の再提出等を求めることがあります。

# 2 応募手続き

## (1) 公募設置等指針等の公示

公募設置等指針等は、名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。ただ し、一部の資料については、応募登録後に配布します。

·公示日:令和2年10月2日(金)

·配布場所:名古屋市 緑政土木局 緑地部 緑地利活用課 (名古屋市役所 西庁舎5階)

・配布期間:令和2年10月2日(金)から令和2年12月8日(火)まで

• URL: http://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000130711.html

# (2) 公募説明·施設見学会

本施設について、ご希望の方を対象に、公募説明・施設見学会を行います。事前に申 し込みが必要ですので、以下のとおり申し込みをしてください。

なお、公募説明・施設見学会に参加しなくても公募設置等計画を提出することは可能 です。また、参加しないことにより審査において不利になることはありません。

・申し込み方法

使用様式:様式1「公募説明・施設見学会 参加申込書」

申込期限:令和2年10月13日(火)まで

申込方法:事務局(「第1章 3 事務局」を参照) あて電子メール

※件名を「徳川園管理運営事業提案 公募説明・施設見学会 参加申込」としてください。

※参加可能人数は、1社あたり2名までとします。

・開催日及び場所

開催日:令和2年10月19日(月)

開催場所:徳川園 ホール (観仙楼 下階)

# (3) 追加資料の配布

本事業に応募を予定する方に対し、下記の資料を送付させていただきます。送付時期は10月中旬以降、順次送付を予定しております。

・申し込み方法

使用様式:様式2「追加資料 配布申込書」

申込期限:令和2年12月8日(火)

申込方法:事務局あて電子メール

※件名を「徳川園管理運営事業提案 追加資料 配布申込」としてく ださい。

# ○追加予定資料

特定公園施設に関する図面等

基本協定書(案)

実施協定書(案)

備品一覧(公募対象公園施設)

車寄せ周辺竣工図

徳川園整備基本設計書

都市公園台帳平面図

※追加予定資料は一部変更になる場合があります。

# (4) 応募登録

本事業に応募を予定する方は、必ず応募登録をしてください。

応募登録は、法人又は法人のグループに限ります。個人での応募登録はできません。 グループで公募設置等計画の提出を予定されている場合は、グループのうち 1 者が 代表して応募登録を行ってください。なお、公募設置等計画の受付前においては、応募 登録をした法人が存在する場合に限り、グループの構成を変更することは可能です。そ の場合、名古屋市は必要に応じ、事業者に書類の再提出等を求めることがあります。

応募登録は、以下のとおり行ってください。

・提出書類:後述の「提出書類一覧」のうち書類No.1~11 ※応募グループにあたっては、すべての構成法人について提出 (様式4は代表法人のみ)

・申込期間:令和2年10月8日(木)~令和2年12月8日(火)

・申込方法:事務局へ持参もしくは郵送(締切日必着)

# (5) 公募設置等指針に対する質疑および回答

応募登録された方は、公募設置等指針の内容に関して質問がある場合は質問票を提出することができます。

回答内容については、公募設置等指針と同等の効力を持つものとします。

·使用様式:様式3「質問票」

・受付期間:令和2年10月8日(木)~令和2年10月30日(金)

・提出方法:事務局あて電子メール

※件名を「徳川園管理運営事業提案 質問票」としてください。

・回答日:令和2年11月27日(金)までに回答

・回答方法:名古屋市公式ウェブサイトにて公表します。

# (6) 公募設置等計画等の提出

応募登録をされた方は、誓約書、公募設置等計画その他指定の書類を以下のとおり提出してください。

・提出書類:後述の「提出書類一覧」のうち書類No.12~40

· 受付期間: 令和2年12月18日(金) ~令和2年12月23日(水)

・提出方法:事務局へ持参

# <提出書類作成の注意事項>

#### ○一般的事項

- ・提出書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ・関係法令等を遵守し、かつ本公募設置等指針に記載された条件を満足するとともに、 関係機関へ必要な協議確認を行ったうえで提出書類を作成してください。
- ・法人等 (グループ) において、現在管理している施設がある場合には、その施設に おける取組実績等を踏まえて記載してください。
- ・必要に応じて提出書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。

# ○応募登録申込書、応募資格確認書類、誓約書 (様式 4~9)

・A4 判、片面印刷とし、応募法人又は応募グループごとに提出してください。

#### ○公募設置等計画(様式 10~37)

・A4 判、両面印刷(カラー印刷可)、簡易な製本(糊・テープ綴、ステープル留め不可。クリップ・ゼムクリップ・ダブルクリップ留め等で製本)とし、頁数を付して提出してください。

ただし、スケジュール、イメージパース及び各図面、投資・収支計画(指定管理対象施設の各年度の収支計画(様式 34) を除きます。)についてはA3折り込みとしてください。

- ・明確かつ具体的に記述してください。分かり易さ、見易さに配慮し、必要に応じて 図、表、写真、スケッチ等を適宜使用してください。
- ・様式により、枚数制限があるものがありますのでご注意ください。
- ・様式に記載された内容について、提案された内容どおりの実施を保証するものでは ありません。

#### ○電子データ

・様式 8,10~34,37 は米マイクロソフト社のワード又はエクセル (いずれも 2016 以前のバージョン)で作成してください。

・次の提出書類を電子データ化したものを CD-ROM 又は DVD-ROM にて提出してください。

提出時期	書類の種類	データの形式
	書類No.9 を一つのファイルにまとめたもの	PDF 形式
	応募登録時の提出書類一式を一つのファイルにま	PDF 形式
応募登録時	とめたもの	
	応募登録時の提出書類一覧のデータ欄に○がつい	ワード又はエクセル形式
	ているもの	フェトズはエグモル形式
	様式 10~34、35 (押印済) を一つのファイルにまと	PDF 形式
	めたもの	
公募設置等	様式 23~34 を一つのファイルにまとめたもの	PDF形式
計画提出時	様式9(押印済)	PDF形式
可凹处凹时	様式 36 (押印済)	PDF形式
	公募設置等計画提出時の提出書類一覧のデータ欄	ワード又はエクセル形式
	に○がついているもの	フェトズはエクビルが式

- ・PDF 形式とするものは、原則として画像化されたものではなく、テキスト情報を含んだものとしてください。
- ・法人登記簿謄本等テキスト情報を含むことが困難なものについては、画像化したもので構いません。

# 【提出書類一覧】

# ○応募登録時

書類	提出書類	様式デ		提出部数	
No.	促出者規	依式	データ	正	副
1	応募登録申込書	様式 4		1	1
1	(グループ応募の場合、代表法人のみ)	1870 日		1	1
	応募制限関係書類				
	(応募グループにあたっては、すべての構成法人につい	へて提出)			
2	法人の概要	様式 5		1	25
3	共同事業体協定書兼委任状	   様式 6		1	1
J	(グループ応募の場合のみ)	様式 6		1	1
4	定款又は寄附行為の写し	_		1	25
5	法人のパンフレット	_		1	25
6	法人登記簿謄本及び印鑑証明 -		1	1	
7	役員名簿	様式 7	0	1	25

	過去2年間の法人税、法人市町村民税、固定資産税、				
	消費税及び地方消費税の納税証明書				
	※未納がない証明でもよい				
8	※新型コロナウイルス感染症等の影響により、納税	_		1	25
	の猶予を受けている場合は、「納税の猶予許可証明				
	書」又は「徴収猶予許可通知書」等でもよい				
	財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変				
	動計算書(純資産変動計算書)、キャッシュ・フロー				
	計算書(作成している法人のみ)、注記等」(直近3				
	年間)				
9	※有価証券報告書を提出している場合は、該当箇所	_		1	25
	の写し				
	※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸				
	表、単体財務諸表				
	※公益法人等の場合は、これらに準ずる財務諸表				
	提出書類を提出する日の属する事業年度の事業計				
	画書又はこれに類する書類及び過去2年間の事業報				
10	告書	_		1	25
	※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所				
	の写し				
11	財務状況表	様式 8	0	1	25

# ○公募設置等計画提出時

書類	担山事粧			提出	提出部数	
No.	挺山青規	(家工)	データ	正	副	
12	誓約書	様式 9		1	1	
	公募設置等計画					
13	表紙	様式 10		1	25	
	1 事業の概要	_		_	_	
14	(1) 実施方針	様式 11	0	1	25	
15	(2) 実施体制	様式 12	0	1	25	
16	(3)管理運営計画	様式 13	0	1	25	
17	(4)スケジュール	様式 14	0	1	25	
	2 公募対象公園施設に関する計画	_		_	_	
18	(1)施設の概要・管理運営計画	様式 15	0	1	25	
19	(2)応募者の管理運営能力・実績(収益施設等)	様式 16	0	1	25	

20	(3)施設の施工計画	様式 17	0	1	25
21	(4)イメージパース	様式 18	0	1	25
	3 特定公園施設に関する計画	_		_	_
22	(1)施設の概要	様式 19	0	1	25
23	(2)施設の施工計画	様式 20	0	1	25
24	(3)イメージパース	様式 21	0	1	25
25	公募対象公園施設及び特定公園施設に関する投 4 資・収支計画	様式 22	0	1	25
	5 指定管理対象施設に関する計画	_		_	_
	(1)基本事項	_		_	_
26	ア 応募者の取組み姿勢	様式 23	0	1	25
27	イ 応募者の管理運営能力・実績(指定管理)	様式 24	0	1	25
	(2)管理体制及び協働	_		_	_
28	ア 具体的な組織・人員	様式 25	0	1	25
29	イ 協働 (パートナーシップ)	様式 26	0	1	25
	(3) 具体的な管理方針			_	_
30	ア 維持管理の方針	様式 27	0	1	25
31	イ 運営管理の方針	様式 28	0	1	25
32	ウ この施設特有の管理方針	様式 29	0	1	25
33	エ 魅力増進・利用促進	様式 30	0	1	25
34	(4)自主事業の計画	様式 31	0	1	25
	(5)収支計画	_		_	_
35	ア 経費節減策	様式 32	0	1	25
36	イ 収支計画書 (総括表)	様式 33	0	1	25
37	ウ 収支計画書(内訳表)	様式 34	0	1	25
38	価格提案書(公募対象公園施設の管理許可使用料)	様式 35		1	25
39	名古屋市公園施設指定管理者指定申請書	様式 36		1	1
40	対象人件費等計算書	様式 37	0	_	_

※指定管理者の指定にあたり、応募制限関連書類等、その時点における最新のものの 再提出を求める場合があります。

# (7) プレゼンテーション資料の提出

第1次評価通過者は、プレゼンテーション用の資料を以下の通り提出してください。 ア 提出書類:プレゼンテーション時発表資料 25部

※様式、頁数等の詳細は公募設置等計画等を提出時に応募者へ案内します。

イ 受付期間:令和3年1月27日(水)から令和3年2月2日(火) (休日等は除きます。)

ウ 受付方法:事務局へ持参もしくは郵送(締切日必着)

# (8) 応募に関する留意事項

ア 公募設置等指針等の承諾

公募設置等指針及びその他公募にかかるすべての資料の記載内容を承諾したうえで、公募設置等計画等を提出してください。

イ 選定委員会の委員等への接触の禁止等

応募法人又は応募グループのすべての構成法人について、公募設置等予定者候補 及び次点選定前までに、選定委員会の委員、本業務に従事する名古屋市職員及び本件 関係者に対して、本事業提案についての接触を禁止します。接触の事実が認められた 場合、失格になることがあります。

また、公募設置等指針公示日から公募設置等予定者選定結果通知日までは、応募者に限らずいかなるものからの提案内容、審査内容等に関する問い合わせには、お答えできません。

ウ 複数提案の禁止

本事業への提案は、1 応募法人(1 応募グループ)につき一つとし、複数の提案はできません。

エ 提案内容の変更の禁止

公募設置等計画等の内容を提出期限後に変更することはできません。

オ 虚偽の記載をした場合等の対応

提出書類に虚偽の記載があった場合又は応募に際し不正な行為を行った場合は、 失格とします。

カ 追加資料の提出

名古屋市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

キ 応募の辞退

提出書類の提出後に辞退する場合は、応募辞退届(様式38)を提出してください。

ク 費用負担

応募に関して必要となる一切の費用は、応募者の負担とします。

ケ 提出書類の帰属

提出書類の著作権は、候補者を決定するまでの間は応募者に帰属し、候補者に決定 した後は名古屋市に帰属します。また、選定されなかった団体の提出書類の著作権は、 当該団体に帰属します。

コ 提出書類の取扱い

提出書類は、理由の如何を問わず、返却いたしません。

応募法人又は応募グループの提出書類等について行政文書公開請求があった場合、 その他名古屋市が必要と認める場合は、名古屋市情報公開条例(平成12年名古屋市 条例第65号)第7条第1項各号に掲げる非公開情報を除き、公開します。

行政文書公開請求等に対する公開・非公開の決定にあたっては、名古屋市情報公開 条例のほか名古屋市情報公開審査会において示された答申を参考に、名古屋市におい て判断しますので、特に必要がある場合を除き、意見照会を行いません(名古屋市情 報公開条例及び名古屋市情報公開審査会答申については名古屋市公式ウェブサイト に掲載しています。)。

また、本市が必要と認める場合に、提出書類等の全部もしくは一部を公表することがあります。

# 3 公募設置等計画等の評価、公募設置等予定者の選定

# (1)選定の手順

公募設置等予定者の選定は、名古屋市が都市公園法第5条の4第1項に基づき、すべての公募設置等計画の審査を行い、その審査を通過した計画について都市公園法第5条の4第2項に基づき評価を行う2段階で実施します。

# ア 資格確認、公募設置等計画等の審査

公募設置等計画等提出後、名古屋市の事務局において、公募設置等計画が公募設置等指針に照らし適切なものであること、公募対象公園施設の管理が都市公園法第5条第2項各号のいずれかに該当するものであること、公募設置等計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことを審査します。

なお、提出書類の内容について、事務局から確認・照会等を行う場合があります。審査の結果、これらの条件を満たしていないと認められる場合、公募設置等指針第3章2応募手続き(8)イ又は才に抵触した場合などは、事務局の意見を付して、選定委員会へ送付します。

また、応募資格を有しない者(公募設置等指針 第3章 1 応募資格等(2)資格要件ア〜ス)の提案については失格とし、以降の審査を行いません。

公募設置等計画等について、誤字・脱字、乱丁・落丁など、内容の変更を伴わず 提案書の明らかな瑕疵と事務局が認めたものについては、記載誤りとし、添付資料 漏れ、計算誤り、余事記載など内容への影響が軽微なもので、事務局の補正要求に 容易に応じられるものについては、瑕疵の程度に応じ、提案書の一部差し替え又は 正誤表による修正を認めます。ただし、事務局が定めた期間内に再提出することが 条件となりますので、期限までに補正要求に応じない者の公募設置等計画等につい ては、事務局の意見を付して選定委員会へ送付します。

#### イ 選定委員会による選定

アの審査を通過したすべての公募設置等計画について、評価基準に従って評価を

行います。公募設置等計画の評価は、名古屋市都市公園条例に基づき設置した名古屋 市緑政土木局公園施設整備等事業者選定委員会(以下「選定委員会」といいます。) が行い、公募設置等予定者候補及び次点を選定します。

#### (ア) 第1次評価(書類評価)

資格確認等において、事務局意見の付いた提案について、選定委員会が失格の是 非を判断します。この段階において、失格とされた提案は、以後の審査を行いませ ん。この時点で失格となった応募者には、その旨を通知します。

提案された内容等について、公募設置等指針 第3章4.(2)に定める評価項目・ 評価基準に従い、各委員が書類評価を行い採点します。

#### 【選定方法】

各委員の採点の合計点数(以下「得点数」といいます。)が高い順に順位点を付け(注)、以下の方法で順位を決定します。

- (注)順位点については、得点数が1位は1点、2位は2点、3位は3点というように得点数が高いほど順位点は低くなります。
  - ① 順位点の合計の少ない順
  - ② 順位点の合計が同じ場合は、1位とした委員の多い順
  - ③ 順位点の合計と1位とした委員が同数の場合は、2位とした委員の多い順
- ④ 以上で決まらなかった場合は、委員全員による合議

順位決定方法に従い決定した上位者から、原則 5 者を第 2 次審査の対象として 選定します。その場合、選定外となった応募者に対し、事務局から通知します。

なお、応募者が5者以下の場合は、書類評価を実施しない場合があります。

# (イ) 第2次評価(ヒアリング評価)

第 1 次評価通過者を対象に、あらためてプレゼンテーション及び質疑応答によるヒアリング評価を行います。1 申請者につき 5 名まで出席できることとし、ヒアリング評価の日時及び場所は、事務局から連絡します。評価項目・評価基準、選定方法は第 1 次評価と同じです。

#### (ウ) 公募設置等予定者の選定

選定委員会は、第2次評価の第1位で通過した公募設置等計画等の提出者を公募設置等予定者候補として、第2位で通過した公募設置等計画等の提出者を次点として選定します。

なお、評価項目のうち「公募対象公園施設」にかかる配点(116点)、「指定管理対象施設」にかかる配点(200点)及び評価点の満点(400点)にそれぞれ選定委員会の委員数を乗じた点数の5割をそれぞれの最低基準点とし、「公募対象公園施設」の得点、「指定管理対象施設」の得点及び総合得点がすべて最低基準点以上の点数を得た者の中から公募設置等予定者候補と次点を選定します。

また、評価の結果によっては、公募設置等予定者候補、次点の両方又は次点につ

いて、該当者なしとする場合があります。

名古屋市は、選定委員会の選定結果を踏まえ、公募設置等予定者及び次点を選定します。

## ウ 選定結果の通知・公表

選定結果は、速やかにすべての応募者に対して文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果については、名古屋市公式ウェブサイトへの掲載・市政記者クラブへの資料提供等により、次の①から⑦の内容を公表します。

- ① 選定委員会の開催日時
- ② 選定委員会の委員
- ③ 公募設置等予定者候補及び次点として選定された団体の名称
- ④ 申請団体の名称
- ⑤ 選定委員会における審議の議事要旨等(名古屋市情報公開条例第7条第1項 各号に掲げる非公開情報部分を除く。)
- ⑥ 公募設置等予定者の提案の概要
- ⑦ 各申請団体の総得点及び公募設置等指針で記載した評価項目ごとの得点内 訳

# (2)選定の基準

公募設置等予定者の選定は以下の基準に基づいて行います。

# 【評価基準】

評価	項目	評価の主な観点	西	点
		徳川園の歴史文化拠点としての魅力向上、歴史的環		
		境の維持向上に資する事業となっているか		
全	実施方針	公募対象公園施設と庭園の一体的な管理運営により	40	50
全体方針		徳川園の魅力向上に資する提案となっているか。		
針	想定される事業リスクへの対応方針は適切か			
	実施体制	徳川園における十分に実行力のある業務実施体制を	10	
		構えているか。	10	
公	実施体制	応募者の管理運営能力は十分か。	90	
		人員の配置は適切か。	20	
公募対象公園施設	レストランの運営に関し、十分に質の高いサービス			116
	管理運営	を提供し、レストラン単独でも集客力のある施設と	64	
設	計画	なっているか。		

		めざす公園像と各施設の位置づけを踏まえた計画と		
		なっているか。		
		営業形態は適切か。		
		レストラン、ホールの予約受付方法等、運営方法は		
		適切か。		
	施工計画	安全対策、スケジュール等は適切か。	6	
	価格提案	管理許可使用料をどれだけ増額しているか。	6	
		堅実かつ本市への収益還元が可能な資金計画及び収	20	
	収支計画	支計画となっているか。	20	
		歴史文化拠点としての魅力向上、歴史的環境の維持		
特		向上に資する提案となっているか。		
特定公園施設	整備計画	必須項目以外も積極的に提案されているか。	28	0.4
園施		提案する施設は、ライフサイクルコストに配慮して		34
設		いるか。		
	施工計画	安全対策、スケジュール等は適切か。	6	
		施設の役割・特性の把握		
	基本事項	公園経営に対する理解	20	
		応募者の管理運営能力		
	<b>左田 4-</b> 4-1	管理運営職員の配置、役割分担		
	管理体制	団体内のサポート、人材育成	35	
+6	及び協働	市民、地域、企業等との協働の実績及び今後の方針		
指定管理対象施設		施設管理の考え方		
管 理		植物管理の考え方		200
対 象	具体的な	利用者サービス向上の考え方	05	200
施	管理方針	庭園管理の考え方	95	
収		めざす公園像への取組み		
		魅力の増進策、利用の促進策		
	口十事器	自主事業の提案	90	
	自主事業	自主事業の収支計画及び収益還元	20	
	収支計画	経費節減策	90	
	収入計画	収支計画	30	
合計				00

# (3) 名古屋市緑政土木局公園施設整備等事業者選定委員会委員

氏 名	所 属
市橋 康吉	徳川美術館 副館長
岩山 健	一般社団法人公園管理運営士会
上野 千晴	弁護士
佐野 浩朗	公認会計士
千頭 聡	日本福祉大学国際福祉開発学部 教授
牧村 真史	株式会社 集客創造研究所 所長
山形 佳史	名古屋商工会議所 商務交流部
田沙 往史	流通・観光・街づくりユニット長

(五十音順、敬称略)

# 第4章 公募施設等計画の認定・指定管理者の指定・契約の締結等

#### 1 公募設置等計画の認定等

# (1)公募設置等計画の認定

名古屋市は、公募設置等予定者を選定し、その結果を通知した後、公募設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定し、これ以降、公募設置等予定者は認定計画提出者になります。

なお、認定前に公募設置等予定者が本事業を行うことが困難となる事情が生じた場合は、原則として、名古屋市は次点と協議を行い、当該次点を公募設置等予定者とします。

認定に当たっては、選定委員会での意見を踏まえ、必要に応じ、名古屋市と公募設置等予定者との調整により、公募設置等予定者が提出した公募設置等計画を一部変更したうえで、当該変更後の計画を認定する場合があります。

また、認定に基づき名古屋市が公示する公募対象公園施設の場所は、認定計画提出者以外の者が公園施設の設置管理許可を申請することができない区域となります。

なお、公募設置等計画が認定された場合でも、提出された計画の内容すべてが必ず実施できることを担保するものではありません。認定後、協議を進める中で、関係者等との協議が整わなかった場合などは、計画内容を変更していただく場合があります。

#### (2) 認定後の公募設置等計画の変更

公募設置等計画の認定後、各種調査、関係者調整等を実施したうえで、詳細な事業計画を策定した結果、認定後の公募設置等計画を変更せざるを得ない場合は、認定計画提出者は名古屋市と協議のうえ、認定後の公募設置等計画の変更の申請を行う必要があります。

変更にあたっては、都市公園法第5条の6第2項第1号及び第2号で規定する基準 に適合すると認められる場合に限り、変更の認定を行うことができます。

#### 2 指定管理者の指定

名古屋市は、認定計画提出者との協議が整った後、指定管理対象施設の指定管理者の 指定に係る議案について市会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。指定につい ては、名古屋市公報に掲載するとともに、名古屋市公式ウェブサイトでも公表します。

# 3 契約の締結等

#### (1)基本協定

認定計画提出者は、名古屋市が認定した公募設置等計画に基づき、名古屋市と協議の うえ、本事業の実施に関する基本的事項を定めた「徳川園管理運営事業基本協定」(以 下「基本協定」といいます。)を締結します。

#### (2) 実施協定

基本協定の締結後、名古屋市と認定計画提出者との間で本事業の実施に向けた協議を行い、事業内容の詳細について定めた「徳川園管理運営事業実施協定」(以下「実施協定」といいます。)を締結します。

#### (3) 公募対象公園施設の設置管理許可

認定計画提出者は、公募対象公園施設の工事の開始時期までに、名古屋市に対して都市公園法第 5 条に基づく公園施設の設置管理許可を受け、認定計画提出者の負担において、工事、維持管理(原則設置管理許可区域内における名古屋市所有の施設の修繕も含みます。)及び運営を行っていただきます。

また、設置管理許可期間には、公募対象公園施設の工事にかかる期間や事業終了前の 撤去期間を含むものとし、原則として工事期間中も含め名古屋市へ許可使用料を支払 っていただきます。

認定計画提出者は、事業期間終了時(設置管理許可等を取り消した場合、認定計画提出者が事業を途中で中止する場合も含みます。)までに公募対象公園施設を原状回復していただきます。

ただし、名古屋市が次期事業者を選定し、認定計画提出者と次期事業者の間で、認定計画提出者が有する権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつ、これらの譲渡について名古屋市が事前に同意した場合は、この限りではありません。

なお、認定計画提出者が公募対象公園の原状回復を行わない場合、名古屋市は、認定 計画提出者に代わり原状回復を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

# (4) 特定公園施設譲渡契約等

特定公園施設の整備・改修に係る工事については、名古屋市と認定計画提出者が「特定公園施設譲渡契約」を締結し、認定計画提出者の負担において施工していただき、整備完了後、名古屋市へ譲渡していただきます。

また、特定公園施設の整備に伴い工事エリアとして公園を占用する場合、都市公園法 第6条に基づく都市公園占用許可を受けるものとしますが、この場合の占用許可使用 料については、原則として免除します。

## (5) 指定管理者の協定の締結

指定管理対象施設における指定管理者の指定後、指定管理業務及び指定管理者提案 事業に関し、協定を締結します。

#### ア 協定事項

名古屋市の示す管理の基準及び提出書類に基づき、名古屋市と協議のうえ、指定管

理者が行う具体的な業務内容を決定し、協定を締結します。 協定には、次の事項を規定するものとします。

#### (ア) 総則

協定の目的、公共性の趣旨の尊重、指定期間、法令・協定等の遵守義務及び遵守 すべき規定、信義誠実の原則、権利譲渡の禁止等

(イ) 管理業務の具体的内容

指定管理者の表示、業務の範囲、業務の内容等の変更、徴収業務の委託及び処理、 第三者への委託等

- (ウ)管理費用として名古屋市が支払う金額 指定管理料(支払方法、金額の変更、返還)、執行について協議する経費
- (エ) 管理業務に従事させる者の職務の内容等 職員の配置
- (オ) 個人情報の保護のために講じる措置の内容 情報の保護及び公開、秘密の保持、管理用カメラの管理及び運用
- (カ) 指定管理者が費用及び危険を負担する範囲 名古屋市と指定管理者の責任分担、損害賠償、第三者への賠償、賠償にかかる求 償、不可抗力発生時の対応
- (キ) 指定の取消し及び業務の停止に関する事項 指定の取消し等、暴力団関係事業者の排除
- (ク) 備品の取扱い 備品の貸付及び使用、取得した備品の帰属等
- (ケ) 緊急時等における対応
- (コ) その他

苦情の処理、利用者満足度等の把握、提出資料等、調査及び是正勧告、名古屋市による評価の実施及び公表、暴力団及びその関係者からの妨害等への対応、暴力団の施設利用における措置、原状回復義務、監査委員等による監査、業務の引継ぎ、団体における法人格変更への対応、重要事項に係る事前協議、協定書の変更、協議等

# イ 協定が締結できない場合について

指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当することとなったときは、 名古屋市はその指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- (ア) 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
- (イ) 指定管理者としての業務の履行が確実でないと認められる場合
- (ウ) 著しく社会的信用を失うに至った場合
- (エ) その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合

# 第5章 その他

# 1 リスク分担等

# (1)リスク分担

本事業の実施における主なリスクについては、以下の負担区分とします。なお、リスク分担に疑義がある場合、又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、名古屋市と認定計画提出者が協議の上、負担者を決定するものとします。

22		•		負担	
リスク の種類	p <sup>t</sup>	容 容		名古屋市	認定計画 提出者
法令変更	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務に影響のある法令等の変更			協議事項	
第三者賠償	認定計画提出者が工 て第三者に損害を与				0
物価	公募設置等予定者 決定後のインフレ、	指定管理 対象施設	指定管理業務	協議	事項
120 1111	デフレ	上記以外	自主事業		0
金利	公募設置等予定者決		<b>学動</b>		0
	a shake in the late	公募対象公			0
	自然災害等による	特定公園施		協議	 事項
不可抗力	業務の変更、中止、 延期、臨時休業(※)	指定管理 対象施設	指定管理業 務	協議	
		刈   ※ 旭	自主事業		0
資金調達	必要な資金確保				0
事業の中止・	名古屋市の責任によ			0	
延期	認定計画提出者の責任による中止・延期				0
	認定計画提出者の事業放棄・破綻				0
申請コスト	諸費用の負担			0	
引継コスト	施設運営の引継ぎ費				0
施設競合	競合施設による利用				0
需要変動	当初の需要見込みと	+			0
運営費の増大	名古屋市の責任によ			0	
	名古屋市以外の要因				0
		公募対象公			0
Interior of the last term	16-30. W 00 64 - 10 /5	指定管理対	•	別添「指定	
施設の修繕等	施設、機器等の損傷		指定管理区域	施設につ	_
		内の特定公園施設を含			担表」のと
	名古屋市の事由によ	なり スタウカタの	7.不履行	お	9
し 債務不履行			-	0	
[月4为41×4及1]	認定計画提出者の事由による業務又は協定内 容の不履行				0
性能リスク	名古屋市が要求する業務要求水準の不適合に 関する事項				0
	施設、機器等の不備	による事項			0
損害賠償	施設管理上の瑕疵に				0
警備リスク	認定計画提出者の整		5事項		0

運営リスク	施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵並び に火災等の事故による臨時休業等に伴う運営 リスク		0
-------	--	--	---

※自然災害(地震・台風等)等不可抗力への対応

- ・災害により施設が損傷した場合は、認定計画提出者で応急復旧を行ってください。
- ・公募対象公園施設、特定公園施設、指定管理対象施設が復旧困難な被害を受けた場合、名古屋市は、認定計画提出者に対して当該施設等に関する業務の停止を命じることがあります。
- ・災害発生時、公園は広域雛場所となるため、災害対応のために必要な場合、名古屋 市は、認定計画提出者に対して業務の一部又は全部の停止を命じることがありま す。
- ・市が業務の停止を命じた場合又はやむを得ないと認められる事由により業務を停止した場合の許可使用料の取扱いについては、別途協議するものとします。

## (2) 損害賠償責任

認定計画提出者は、本業務の実施にあたり、認定計画提出者の故意又は過失により、 名古屋市又は第三者に損害を与えたときは、認定計画提出者がその損害を、名古屋市又 は第三者に賠償するものとします。

また、名古屋市は、認定計画提出者の故意又は過失により発生した損害について、第 三者に対して賠償を行った場合、認定計画提出者に対して、賠償した金額及びその賠償 に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

指定管理対象施設内での事故に関する賠償保険については、指定管理者たる認定計画提出者が加入するものとします。

## (3) 電気等の供給

本施設へ供給する電気、水道等の契約は、原則、認定計画提出者が直接、電気、水道等の供給事業者(以下「供給事業者」といいます。)と締結してください。ただし、供給範囲が本施設以外の区域に及ぶなど、認定計画提出者が直接供給事業者と契約することが適当でないと名古屋市が判断した場合は、名古屋市が供給事業者と契約し、認定計画提出者は、本施設に係る光熱水費を名古屋市に納入していただくことがあります。

指定管理対象施設における指定管理業務にかかる光熱水費以外は、指定管理料から 支出することはできません。したがって、公募対象公園施設の管理運営及び自主事業に かかる光熱水費は、子メーター等によりその使用量を把握し、使用量に応じた光熱水費 を、認定計画提出者自らが負担してください。

## 2 工事中の条件

・施設の施工にあたり、名古屋市と円滑な協議が可能な管理体制としてください。

- ・工事期間中の公園利用者の安全や周辺環境に配慮した提案としてください。
- ・工事期間中は、各出入口間を行き来できる経路を1経路以上確保してください。
- ・工事中の音、振動等については、周辺に配慮してください。
- ・認定計画提出者が整備する施設の管理許可又は占用許可等必要な許可の手続き期間も 考慮したスケジュール管理をしてください。

#### 3 事業破綻時の措置

認定計画提出者は、認定された公募設置等計画の有効期間内に事業が破綻した場合、都市公園法第5条の8に基づき、名古屋市の承認により別の民間事業者に事業を承継するか、認定計画提出者の負担により公募対象公園施設を原状回復していただく必要があります。

また、指定管理者の指定を取り消します。名古屋市の承認により別の民間事業者に承継された場合は、当該民間事業者を市会の議決を経たうえで指定を行います。

なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の原状回復を行わない場合、名古屋市は認定 計画提出者に代わり原状回復を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

# 4 法規制等

公募設置等計画の内容は、関係法令等を遵守してください。事業の実施にあたり、必要な許認可の取得や手続きについては、認定計画提出者の負担により実施してください。

#### 5 疑義の解決

業務の遂行に関し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、名古屋市及び認定計画提出者は誠意を持って協議するものとします。

## 6 業務の引継ぎ等について

事業期間の終了、管理許可の取消し又は指定管理者の指定の取消しにより、業務を引き継ぐ必要があるときは、次期事業者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、名古屋市が必要と認める引継ぎ業務を実施しなければなりません。

また、次の事業者の選定にあたり、名古屋市の求めに応じ、現地説明、資料の提供その他必要な協力を行ってください。

引継ぎ等に要する費用は、原則として、認定計画提出者の負担とします。